

件名)横浜環状南線 釜利谷JCT～戸塚IC間電気設備詳細設計

No.	質疑	回答
1	<p>1. 仮設設備の検討及び設計について</p> <p>1) 特記仕様書2-1-3(2)には「必要に応じて工事の施工のための仮設設備についても検討を行ったうえで設計を行うものとする」と記載されておりますが、仮設設備の検討及び設計を行うことになった場合、仮設設備の検討及び設計に要する費用について、設計変更の対象と判断して宜しいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書「2-1-3 設計一般」は、設計を実施するにあたっての留意事項を記載したものであり、「2-2 設計内容」の各設計項目に含みます。</p>
2	<p>2. 受配電設備設計について</p> <p>1) 特記仕様書 別紙-3 設計項目表(電気設備) 1受配電設備設計 (2)高圧受配電設備の設計(3)使用主機器の設計(ホ)避雷器には備考欄に「3/7箇所」と記載されておりますが、3/7はどの箇所を指すのですか。</p>	<p>特記仕様書 別紙-3備考欄の「3/7箇所」とは、特記仕様書 別紙-2の「高圧受配電設備の設計」のうち、「受電地点・引込方法等の設計」の対象箇所を指します。</p>
3	<p>3. 可変式速度規制標識設備設計について</p> <p>1) 特記仕様書 別紙-3 設計項目表(電気設備) 9 可変式速度規制標識設備設計(1)設置位置の設計(IC間)(3)機器配置及び基礎、支柱、配線ピット等には備考欄に「朝比奈IC含む」と記載されておりますが、特記仕様書2-2-7及び別紙-2の「標示板・監視盤及び操作卓の設計」の記載から「朝比奈 IC含む」は1行下の(2)標示板・監視盤及び操作卓の設計に記載される内容であると判断して宜しいですか。</p>	<p>特記仕様書 別紙-3に記載のとおりです。</p>
4	<p>4. 基礎・支柱の形状が標準図集を適用できないときの措置について</p> <p>1) 本業務は施設工事調査等共通仕様書に基づき設計することとなりますが、可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備の設計を進める中で、現地の状況等により基礎形状、支柱形状等が「機械電気通信設備標準設計図集」によりがたいものとなる場合は、施設工事調査等共通仕様書第 4-3-1項(適用すべき諸基準)で規定される設計条件に変更が生ずることとなり、別途要する基礎・支柱の強度計算・構造計算等の費用について、設計変更の対象と判断して宜しいでしょうか。</p>	<p>本設計において、基礎・支柱の強度計算・構造計算等についての検討及びその費用は特記仕様書「2-2-6 可変式道路情報板設備設計」、「2-2-7 可変式速度規制標識設備設計」に含みます。</p>